前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱

（設置）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議及び道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第４項の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うため、前橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を群馬県前橋市大手町二丁目１２番１号に置く。

（業務）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域公共交通計画の策定及び変更に係る協議に関すること。

(2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。

(3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

　(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項

　(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

　(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　前項第４号及び第５号の規定にかかわらず、旅客の利便性を損なわない次に掲げる事項の協議を省略することができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに協議会へ報告するものとする。

(1) 運行時刻の変更

(2) 運行回数の変更（増回のみ）

(3) バス停留所の新設及び位置の変更並びに名称の変更

（組織）

第４条　協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって組織する。

（任期）

第５条　委員の任期は３年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の途中で委員が交代したときは、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

（会長、副会長及び監事）

第６条　会長、副会長及び監事は、次条の規定に基づき委員になるべき者の中から、これを選任する。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

４　監事は、本会の会計の監査を行う。

（委員）

第７条　協議会の委員は、別表に掲げる者から市長が委嘱する。

（臨時委員）

第８条　協議会において、特別な事項を協議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が委嘱する。

３　臨時委員は当該事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

（会議）

第９条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、未来創造部長が招集する。

２　協議会は、委員の２分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。

３　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

４　協議会の議事は、出席した委員の３分の２をもって可決とする。

５　会長は、会議で議決すべき事項があるときで、会議を開催することができない場合は、書面により賛否を求め、書面表決をもって会議にかえることができる。

６　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

７　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取り扱い）

第１０条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（部会）

第１１条　第３条第１項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

２　部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（協議運賃分科会）

第１２条　乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項について協議するため、協議会に協議運賃分科会を置くことができる。

２　協議運賃分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第１３条　協議会の庶務は、前橋市未来創造部交通政策課において処理する。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

　附　則

　この要綱は、平成２９年１月２３日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和２年４月１０日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和３年５月１０日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和６年６月１日から施行する。